

# 一般社団法人千葉県社会福祉士会 広告掲載基準

規程第36号

令和3年6月7日制定

令和7年5月10日改正

## (目的)

第一条 本規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会広告物掲載取扱規程(規程第35号、以下「広告物掲載取扱規程」という。)第3条に定められている広告の規格等に関する具体的な事柄を定める事を目的とする。

## (広告媒体)

第2条 民間企業等の広告を掲載する媒体は、次のとおりとする。

- (1) 機関紙「点と線」への広告掲載
- (2) チラシ、冊子の郵送
- (3) その他適当と会長が認めるもの

## (広告の配布方法)

第3条 民間企業等の広告の配布方法は、次のとおりとする。

- (1) 機関紙「点と線」誌面一部（表紙下部、裏表紙下部、本文余白箇所）に掲載
- (2) 機関紙「点と線」配布時の同封、又は、配信時の添付
- (3) その他適当と会長が認めるもの

## (広告の規格)

第4条 民間企業等の広告の規格、及び、掲載位置、広告料等は、別表1、別表2のとおり定める。

2 第3条第3項の規格、及び、掲載位置、広告料等は、会長が定めることができる。

## (広告の取り扱い)

第5条 広告の取り扱いに関する事務処理は、規程第7号一般社団法人千葉県社会福祉士会事務処理規程に基づき事務局が行う。

## (改廃)

第6条 この基準を改廃するときには、会長の決裁を経なければならない。

## 附 則

1 この規程は、制定の日から施行し、令和3年6月7日から適用する。

## 附 則

1 この改正は、令和4年9月4日から適用する。

2 この改正は、令和7年5月10日から適用する。

別表 1

広告媒体	機関紙「点と線」への広告掲載
掲載方法	<p>機関紙「点と線」誌面 (A4 12頁) 一部 (表紙下部、裏表紙下部、若しくは本文余白箇所) に掲載</p> <p><u>(誌面)</u></p> <p><u>A4版12頁</u></p> <p><u>(部数)</u></p> <p><u>郵送 (会員1000部、関係機関1500部)</u></p> <p><u>メール451部</u></p> <p><u>(方法)</u></p> <p><u>誌面一部 (表紙下部、裏表紙下部) に掲載※約300部</u></p>
配布先	<p>①会員</p> <p>②準会員・賛助会員</p> <p>③その他適当と会長が認めるもの</p>
配布方法	印刷した紙面、又は、電子媒体で送付
掲載内容	1枠横4.5cm×縦5.0cm (各号の広告枠は全8枠)
掲載料	<p><u>1枠1回</u></p> <p><u>①表紙 11,000円</u></p> <p><u>②裏表紙 10,000円</u></p> <p><u>③本文余白箇所 9,000円</u></p> <p>広告物の費用 (A + B [下3枠切り上げ])</p> <p>A 郵送物の数 × 10円 × 掲載倍率</p> <p>B 電子媒体での送付物の数 × 5円 × 掲載倍率</p> <p>●掲載倍率</p> <p>① 表紙に掲載する場合 1.1倍</p> <p>② 裏表紙に掲載する場合 0.9倍</p> <p>③ 本文余白箇所に掲載する場合 0.8倍</p>
広告原稿	広告枠のデザインをJPEG等データで提出
提出期限	掲載号発行月の前月の1日まで

別表 2

広告媒体	機関紙「点と線」への配布物封入
配布方法	機関紙「点と線」配布時の同封、又は、電子媒体による広告配信 (方法) 発送物に同封、又は、配信
配布先	①会員 ②準会員・賛助会員 ③その他適當と会長が認めるもの
掲載内容	①A4 1枚 ②冊子(25g以内) ③①②を電子化したもの
掲載料	<p>①10,000円 + 実費 (会員宛 約7,000円) (関係団体宛 約7,000円)</p> <p>②1冊 20,000円 + 実費 (会員宛 約20,000円) (関係団体宛 約20,000円)</p> <p>同封物掲載にかかる費用</p> <p>① チラシの配布 郵送物の数×10円</p> <p>② 冊子の配布 郵送物の数×20円</p> <p>③ 電子データによる会員への周知 送付先数×5円(チラシ、冊子共に)</p>
広告原稿	①②印刷物(指定した部数)を指定の場所へ提出すること ③電子媒体データを本会へ提出すること
提出期限	発行月の1日まで